

情報通信審議会 情報通信政策部会
放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会(第8回)
議事概要

1 日 時

平成29年7月13日(木) 10時00分～

2 場 所

総務省 第1特別会議室

3 議 事

(1) 開 会

(2) 議 題

中間報告書(案)に対する意見募集の結果について

(3) 閉 会

4 出席者(順不同、敬称略)

【構成員】

村井純主査(慶應義塾大学)、新美育文主査代理(明治大学)、近藤則子(老テク研究会)、
谷川史郎(東京藝術大学)、三尾美枝子(キューブM総合法律事務所)、森川博之(東京
大学)、内山隆(青山学院大学)、大谷和子(日本総合研究所)、河島伸子(同志社大学)

【総務省】

太田直樹(大臣補佐官)、鈴木茂樹(総務審議官)

(情報流通行政局)

山田真貴子(局長)、奈良俊哉(審議官)、鈴木信也(総務課長)、湯本博信(放送政策
課長)、坂中靖志(放送技術課長)、三田一博(地上放送課長)、井幡晃三(衛星・地域
放送課長)

【事務局】

豊嶋基暢(情報流通行政局情報通信作品振興課長)

5 配付資料

資料 8 - 1 中間報告書（案）に対する主な意見と委員会の考え方（案）

資料 8 - 2 中間報告書（案）に対する意見と委員会の考え方（案）

資料 8 - 3 中間報告書（案）の修正点

資料 8 - 4 中間報告書（案）（修正後のもの）

参考資料 8 - 1 中間報告書概要（案）（修正後のもの）

参考資料 8 - 2 委員会（第 7 回）議事概要

6 議事概要

（1） 中間報告書（案）に対する意見募集の結果について

- 事務局より資料 8 - 1、8 - 2、8 - 3 に基づいて説明がなされた。

（2） 自由討議

- 【村井主査】 中間報告書の案、それからパブリックコメントの考え方ということで、ご質問、ご意見のある方からご発言をお願いします。
- 【河島構成員】 細かい点ですけれども、意見に出てきた 14 ページにある 36 番のワイズ・メディアさんの意見で、冒頭の 3 行に、「当該検討委員会の最大のテーマであるにもかかわらず、タスクフォースが設けられず」というコメントがありまして、ここの意味が、どういうことなのかなど。放送コンテンツの製作取引タスクフォースというのはありましたので、何を指しているかと事務局では解釈されて、委員会の考え方を記載いただいたのでしょうか。
- 【事務局】 提出された意見の趣旨ですが、今回中間報告の取りまとめに当たりまして 3 つタスクフォース（TF）を設置いたしました。「モバイル同時配信技術 TF」と「スマートテレビ等を活用した 4K 配信技術 TF」、また「放送コンテンツ製作取引 TF」ですが、ここで指摘されているのはおそらく、権利処理に関係するご意見と理解しています。中間報告の中で今後検討すべきこととして、課題の抽出等々を最後にまとめておりますが、この部分を権利処理に関する TF を設置して議論されていないということを指摘されているものと理解しております。委員会としましては、設置云々ではなく、むしろこれから検討する際に考慮してほしいという「この項においては」以降の後段の部分が今後の検討に関するご意見が主と理解の上、委員会としての考え方を記載させていただきました。
- 【大谷構成員】 先程の意見に関係するのですが、報告書でいきますと、権利処理の関係は 79 ページに簡素にまとめていただいております、これから権利処理のあり方についても議論していくこ

とが必要だと思っております。その際に、79ページの今後取り組むべき事項の前段で述べていただいていますように、現在でも、ネット配信などを含めて包括的な利用許諾、それから権利処理窓口の一元化といった、運用手続の成功例とでも言える例が、ビジネス慣行のようなものが形成されているということでもありますので、そういった具体的な事例を紹介していただいで、これからのネット配信や放送コンテンツのさらなる流通のために使いこなしていくことができるかといったことについての細かい検証が進んでいけば、よりよいまとめができるのではないかと考えているところです。権利者にとっては、この権利処理がスムーズに行われることで、創作者であったり表現者に新たな創作意欲の源泉として配分されることが必要だと思うのですが、その配分に当たっては、放送事業者や配信事業者の流通面での活躍といったものがなければ、すなわち媒介がなければ結果として表現や創作といったものが利用者の手元に届かないわけですから、必ず何かよい合意形成の仕方があると思うんですね。これまでも通信の世界でもさまざまな合意形成の検討が重ねられてきていますので、そういった成功例の分析などから入っていくといいのではないかと考えております。質問というより意見でございます。

- 【三尾構成員】報告書に対する意見ではないんですけども、今回まとめていただいて、タスクフォースもつくられまして、東京オリンピックを若干視野に入れていると思うんですけども、今後のスケジュール感といいますか、ロードマップみたいなものはどのようになっているのかという点を確認したいと思います。
- 【事務局】まさに各委員からのご指摘、ご意見をいただきながらスケジュールを考えていきたいと考えておりますところ、そもそもこちらの審議会にお願いしている案件につきましては、昨年10月に諮問させていただいた際に、今年の夏に中間答申を頂戴して、来年夏に最終答申を頂戴したいということにさせていただいております。ですから今回はまさに中間報告ということで、ちょうど折り返しになりますので、具体的なスケジュール感についてはこれから座長も含めて相談させていただきたいと思えます。

中間報告書に記載されている今後取り組むべき事項というのが、今後のアプローチということになりますけれども、来年夏の最終報告書までに、関連した取組の進展だとか、権利処理がその代表例かもしれませんが、まさにこれから検討されていくものと考えております。

- 【村井主査】もしこれ以上のご意見等が無いようであれば、本件は、明日、7/14に開催予定の情報通信政策部会の審議事項として、私から政策部会にご報告するという形で進めてまいりたいと考えておりますが、宜しいでしょうか。
- （「異議なし」の声あり）
- 【村井主査】ありがとうございます。

■ 各構成員から今後に向けてのご意見

- 【村井主査】 それではこれで中間報告の取りまとめという一区切りでございまして、今後も継続的な議論を進めていくということに関して、各構成員から今後に向けたご意見、お考え等をお話しいただきたいと思います。
- 【近藤（則）構成員】 報告書はとてもよくできていてすごく勉強になったのですが、各関係者、関係企業からの主なご意見を見ると、どちらの放送局も自主性を尊重してほしいというような印象を受けました。一番最初に、新しいビジネスモデルをつくるということで、委員会が発足したにもかかわらず、結局どうなるのかというところが中間報告になってもよくわかりませんでした。ですので、もう少し関係業界の方においては前向きな、積極的な姿勢を見せていただけたらいいというのが率直な感想です。
- 【事務局】 今のご意見に直接答えるものではありませんけれども、中間報告書の中で、特にモバイル向け及びテレビ向けについては、実証事業を進めていくことの必要性が言及されております。特にモバイルについては今回試算ということで、共同で配信システムを利用した場合のコストダウンというのは、大まかには見えましたけれども、実際にサービスを運用する上で、どういう機能が必要なのか、あるいは全体の通信トラフィックはどの程度なのか、といった点が不透明だということもありまして、今回中間報告の中で実証事業を進めていくべきだということをご記載いただきました。これはまさに実証事業を進めるに当たっては国も頑張らないといけませんが、当然のことながら、実証事業には数多くの事業者のご参加をいただかなければできませんので、その中でどういう事業展開ができるのかというチャンスをもたらしたところだと思います。

その点、今のご意見に対する直接的な答えではないかもしれませんが、総務省としても中間報告を承りましたので、特に実証事業の展開につきましては、放送事業者とよく意志疎通をしながら、実のあるような形にしていきたいと思っておりますので、引き続きご支援いただければと思っております。

- 【谷川構成員】 取りまとめご苦労さまでした。私、近藤さんとはちょっと違う観点で幾つか心配がございますのは、ここはタイトルが放送コンテンツになっているのですが、技術がものすごい勢いで進歩している中で、ネットで流すコンテンツのほうが先に行ってしまう可能性がオリンピック前後のところで起こりそうだなと。ネットで見る情報で、加工されて我々が見るといふか、自分の端末で例えば立体映像にして見るとか、普通のテレビの放送では見られないようなものがネットで先行して流れるような時代をあまり想定していないんですよね。だけど、ひよっとすると技術的にはそっちに行ってしまうところもあって、今議論している枠組み

は、放送局がコンテンツをつくって流して、余ったものをネットで流していますよという状態を漠然と想定しているんですけども、ひょっとするとネットのほうが高度な、なおかつお金がとれる中身が流れていて、放送波ではそれが上手には再現できませんという時代を迎えるかもしれないなど。

そういう意味で、次にやる実証実験というのはそこまで手を伸ばせるかどうかわからないんですけども、何らかそういうさわりぐらいは実証実験の中で触れておいたほうがいいんじゃないかという気が、個人的にはします。そういう意味で、次の実証実験はいろいろなことを期待される部分もあると思いますし、ピョンチャンなんかで実際に幾つかのトライアルもあると思いますので、ぜひそういうものを、広い意味では国民の目でも何となく感じられるような実験があるとすごくおもしろいなと思います。

- 【三尾構成員】今回のこの放送コンテンツ、いろいろな課題があって、担当されている各ステークホルダーの方々のご意見や位置づけなんかもさまざまなので、どちらの方向性に進むのかが長い議論の中で見えなかったところも多かったんですけども、それぞれの方々がいろいろな意見を出していただく中で、全体的な流れの中での放送コンテンツのあり方という、漠然としたものが見えてきたのではないだろうか、個人的には思っております。あとは、ビジネスモデルを構築されるステークホルダーの方々の実質的な判断も大きいのかなと思っております。

です、この中間報告書は非常によくまとまっておりますし、現段階でできる限りの検討をしてまとめた、確かに方向性は明確ではないですし、十分とは言えないと思うんですけども、いろいろな利益考慮をした上での産物なのかなという感想を持っております。ですけども、これでは全然方向性を示していませんし、これをそのまま使って何かするという事は難しいので、これから、例えば4Kのコンテンツについては、特にオリンピックを控えていて、オリンピックのときにどこまで実質的に4Kコンテンツが流れているのかということが、日本の力を示すという意味でも非常に重要ではないかと思っておりますので、できることをできるだけ早く、各細かい利益考慮を度外視したものとして実証実験などで皆さん協力していただいて、少なくともオリンピックのときには、きちんとしているというとおかしいですけども、日本としてのある程度の成果を世界に見せられる段階にもって行っていただきたいなと思います。この報告書はその1つの出発点ということで、私としては非常に評価しております。以上です。

- 【森川構成員】ありがとうございます。1点、放送事業者への期待と、総務省への期待を2つほどお話しさせてください。

放送事業者への期待なんですけど、先ほど谷川さんもおっしゃいましたけれども、産業構造と

いう形で、コンテンツ系の構造がガラッと変わる可能性がありますので、そこでしっかりと、前向きにチャレンジしていただきたいというのが期待でございます。今回非常にいい機会だと思いますし、総務省側もお金をしっかりと出していただけるということですので、これをうまく総務省も使って、前向きに、視聴履歴をどうするのとか、いろいろなことをチャレンジしていただきたいなと思っています。

これからのデジタル時代、僕はいつも海兵隊と言っていて、2つの意味がありまして、海兵隊というのは非常にコンパクトな組織でいくというのが1点目で、2つ目は死亡率が高いということです。死亡するぐらい危なくないと新しいことができませんので、このような、今回のものも死亡率が高いかもしれないんですけれども、とにかくやらざるを得ない状況かなと思っています。いい機会だと思いますのでチャレンジしていただきたいというのが放送事業者へのお願いごとです。

総務省へのお願いは、こういった意味で海兵隊ですので、死亡率が高いので、総務省としてもしっかりと予算的な措置をしてサポートしていただきたいというのが1点と、2つ目は、やはり重要なのが権利処理かなと思っています、権利処理のところをしっかりと進めて、バックアップしていただきたいというお願いでございます。

- 【新美主査代理】これまで構成員の先生方がおっしゃってきたことと同じ内容になるかもしれませんが、放送事業者自身による自主性を尊重しろというのは私も全く異論がありません。

ただ、現状のままの自主性がいいのかが大いに問題だと思います。放送事業者は現在ある意味で電波の独占をしていますから、競争ということはあまり考えない。ところがこれでネットになってきますと違う業種が、ある意味で通信事業者というのは非常にベンチャラスな精神を持っていますので、エスタブリッシュされた放送業界の中で活動してきた人の、そのままの状態での自主性というのはどこまで期待できるのかという問題があります。

特に、先ほど谷川構成員が言ったように、実現できる情報の伝送が全く違ってくる世界を考えたときに、放送事業者がそこまで視野に入れて自主性というものを出すならば、これは大いに歓迎すべきだと思います。それをしないまま事業者の自主性というのでは、これはある意味で、幾つかのところでガラパゴスという言葉が使われましたけれども、そういう状態に陥らないとも限らない。特にいろいろな技術のスタンダードをどうするか、あるいは制度にしてもどんな制度にするのかというのは、どんなチャレンジングなビジネスを展開するかに大にかかってきております。その辺を踏まえた上で、中間報告を踏まえて次のステップは、事業者の自主性、大いに期待するけれども、どんな腹づもりでの自主性なのかを踏まえた上で検討を進めていけたらと思っています。

- 【内山構成員】多分これまでの先生方の意見とかぶるんですが、2つの点、おそらく放送コンテンツの世界はまず産業間というか、メディア間の競争にこれからどうしても入らざるを得ないということと、国際競争ということ、この2つの競争を相当意識しなければいけない状況がまず環境的にあって、その中で1つの取り組みとしてネットとどうつき合っていきますかという枠組みで考えていくと、もうちょっと長期的なものの見方ができるかなと考えております。

私、いろいろな場面で言っているんですけども、放送はどの国でも参入規制があって、免許をとらないと事業参入ができない。潜在的な競争相手にさらされることがなかった業界なんです。でも、ネット世界は当然参入規制なんてありませんから、誰しもそこに参入できますし、常に潜在的な競争相手を意識しながら行動しなければいけない。ただ一方で、ひとり勝ちという傾向がある世界でもありますので、現実には、例えば音楽配信でしたらスポティファイですとか、映像配信でしたらネットフリックスやアマゾンみたいなところが世界を席巻するような状況ができていて、その産業構造はまさしく映画とか音楽のような産業構造に近づいている。放送はおそらく、これまで大きな番組資産と番組をつくるノウハウを持っていますので、いろいろな世間的な期待もありますし、またおのずとその世界に引き込まれていくと思うんですが、参入規制に守られてきた業界ということがあるので、早くその意識感を変えていく必要があるんだろうなと思っています。

今回の中で、例えば取引適正の連絡委員会をつくったりとか、おそらく今後著作権のことをさらに議論していきましようとなるところなんですけれども、まさしくそれこそ国際競争や産業間競争において引き続き持続可能な競争力を維持するためのインフラをつくっていく、あるいは産業としての競争力をつくっていくことに資するものであれば、今回の議論は多分よかったですということになりますし、そこが期待とは外れて機能しないということになれば、どうだったんだろうねという後悔が出るかなという思いを持っておりますので、あと1年ぐらい頑張りたいなと思っています。

- 【大谷構成員】2つほど感想を申し上げたいと思います。1つは事務局で今回いろいろデータを更新していただいておりますと、6ページの表などを見ていると、予想どおり若年層のテレビ離れが加速している状況ですし、30歳未満の方のテレビの保有率、10人に1人の方が自宅にテレビがないという状態がこれから当たり前になっていくわけですね。これまで構成員の方からもご指摘があったように、さまざまなメディアが個人の、24時間しかない時間を奪い合う状況になっていますので、これからの放送メディアのあり方を考えるときに、最早じっくりテレビの前に座って見てもらうことを期待するのはやめたほうがいいのかなと思って、このデータを改めて拝見いたしました。

魅力あるコンテンツづくりをあきらめろということではなくて、オリンピックのような、コンテンツの魅力だけに頼ることに限界が出てきているなということを知らなければいけないなと思っております。スマホなどによる小刻みな視聴でもいいので、放送メディアにアクセスする時間を増やしていくような新しいビジネスモデルを考えていくことが必要ではないかと思っております。

これまで放送などのメディアは、情報の信頼性にみずから責任をもって編集して発信する、そこに特性があったと思いますので、そういう情報に若い人にもこれからもちゃんとアクセスしていただきたいと私は願っておりますので、そのためにも十分生き残っていただきたいというところでございます。

2つ目の感想ですけれども、これから実証事業、実証実験などが計画されていますが、実証実験を行うというのは視聴者不在の議論にならないようにするために、視聴者を巻き込んで実施することに意義があると思っております。実験の結果とともに、そのプロセスも含めて、多様な方に参加していただき、実験の結果についてもオープンにして、多様な観点で評価してもらおうオープンネスといったところに留意しながら進めていくことが必要ではないかと思っております。

- 【河島構成員】報告書への今回のパブリックコメント全体として、今後のビジネスのあり方等については民放の各事業者で独自に考えて戦略を立てていくべきものであり、行政の介入、委員会の審議対象にはふさわしくないというのは全くそのとおりであろうと思うのですが、コンテンツ産業論を研究している立場から言いますと、民放事業者さんの今後考えていかれる戦略がほんとうに楽しみというか、わくわくするようなものが出てきてほしいなと心から願っております。

個人的にこういう方向、多分幾つかあるとは思いますが、1つは視聴者の属性と履歴、見ているものに関する履歴等と、そういう視聴者のオーディエンスデータを使った、非常に高度なマーケティングが今後あり得るのではないかと思っております。そういう意味では、例えば出版業界において、雑誌などは一体紙媒体で売ってしまったら、それがどのように見られているかということまではとてもデータがとれなかったところが、電子書籍で、読者のIDをデータとして持っており、ある年齢層の人がどういう記事をどのぐらい、どのように見ているのかが今後の出版業界にとっても1つの売りとなっていく可能性があるわけです。放送事業者にとってもその可能性は、もしかしたら非常にコストもかかるかもしれませんが、検討に値するのではないかと個人的には考えております。

あと、今まで番組の二次利用、番組の販売というものもあまりビジネスの中では中心ではな

く、広告出稿料が民放の基本的な収入でしょうが、今のクールジャパン戦略という観点からも、日本の番組コンテンツで世界に売っていけるものも大いにありますので、その辺の戦略もぜひ考えていただきたいと思います。そういう意味では、放送コンテンツの製作・流通関係の取引のタスクフォースに入れていただきましたけれども、ここの部分も非常に大事で、放送局だけではなくて、製作プロダクションのほうに製作の能力とビジネス的な力を今まで以上につけていただいて、多様性と革新力のある放送コンテンツ番組というもののづくり手、担い手が増えていくことも今後の課題として大事なのではないかと考えておりまして、今後の両者の活躍にぜひ期待したいと思っております。

- 【村井主査】私からも主査としての立場ではなく、一構成員として、まずは発言させていただこうと思います。

1つは、この議論をしていた間も、テレビ画像で映るコンテンツの変化や新しい産業の登場、品質は4Kもそうですけれども、明るさ、音、コンテンツの中の信号等、ものすごい勢いで変化しており、何人かの構成員の方が指摘されたように、この変化の中で例えば2020年を迎えるとなると、おそらく予測を上回るスピードでいろいろな変化が訪れるため、それに対して備えていかなければいけないというのが1つの技術的な背景ではないかと思えます。

もう一つは、インターネットの立場から言いますと、映像のトラフィックというのは最大のトラフィックですので、放送事業の中で有効にインターネットのインフラストラクチャーを使うことができるかという議論が大変重要になります。この議論ができるのはそもそもインターネットが前提になっているということです。どうすればきちんとインターネットが、責任を持ったコミュニケーションのインフラストラクチャーになるかという、この議論がとても重要になってまいります。

一方では、インターネットというのは境界を超えた転送ができるのです。そのことが強みでもあり、放送とは違うところでもある。そうすると、もう一つの非常に強い関心は、本日の議論ではどなたも触れなかったのですが、地方がどれだけデジタル化とICTで活性化をするのか、これの鍵を地方の放送事業者が持っていると思います。放送事業者とそれを取り巻く産業の構造がいわばデジタル文明の未来をつくっていく、それを地方できちんと分散的にできるかということだと思っております。この分散と自律というのは、いわばインターネットの設計哲学のようなものですけれども、そのことがどうやってこのことから導けるか、つまり地方がどれだけ元気になれるかとか、新しい産業が生まれるのかといったことも今回の実証実験の中で考えていかないといけない、大変重要な立場ではないかと思えます。

- 【村井主査】これまでの委員会でのご議論、また大変貴重な皆様のご意見をいただきましてあり

がございました。特にワーキンググループとの合同会議は、総務省の会議室では調整が困難という大きな規模でしたが、これは前にも申し上げました通り大変重要なことで、全てのステークホルダーの方が関わって、このテーマに関してのコンセンサスを得ながら進めていくという体制が重要だったので、今回の規模になったということだと思います。そのような中から、今回の中間報告書がとりまとめられたことは大変貴重なことではないかと思えます。

それから、タスクフォースとしてそれぞれの分野で検討され、調査、あるいは提案、そして協議会等ができたということは大変充実した内容になっていると思えます。そういった意味で、構成員の皆様の熱心なご議論、ご提案、そして時間を取っていただいたことによって生み出された大変貴重な成果だと思いますので、主査の私からも皆様に厚く御礼申し上げたいと思えます。

この中間報告書は、明日の政策部会において、報告していくということからまた次の出発があると思えます。さらなる議論を進めていきたいと思えますので、今後ともぜひ皆さんのお力添えをよろしくお願いいたしますと思えます。

(3) その他

- 最後に、大田総務大臣補佐官から今回の中間取りまとめにあたっての挨拶が行われるとともに、事務局から、7月14日の情報通信審議会 情報通信政策部会で村井先主査及び須藤情報通信政策部会長から本中間取りまとめに係る報告が行われる旨説明がなされた。

以上